

公的部門における発生主義の適用可能性について

主として以下の3項目について、2008年を目途に予定されている93SNA改定に盛り込むべくOECD、IMFを中心に作業が行われている。

1. 税の記録

現在、SNA、GFSM^(注1)、ESA^(注2)のいずれにおいても税の記録時期の原則は「課税対象の事象が発生した時点」としているが^(注3)、徴収不能の税の記録について、
(案1)過去の例により徴収が見込めない税額を引き当てる方法
(案2)徴収不能確定時に政府からの資本移転とする方法
等が検討されている。

(注1) Government Financial Statistics Manual

(注2) European System of Accounts

(注3) ただし、所得に課される税については、各国の税制の相違からある程度の柔軟性が確保されている。

2. 偶発資産・負債の記録

将来発生する又は発生が見込まれる負債（年金負債、政府保証による負債）の記録時期及び記録方法が検討されている。（添付資料を参照）

3. 政府と公的企業間の取引の記録

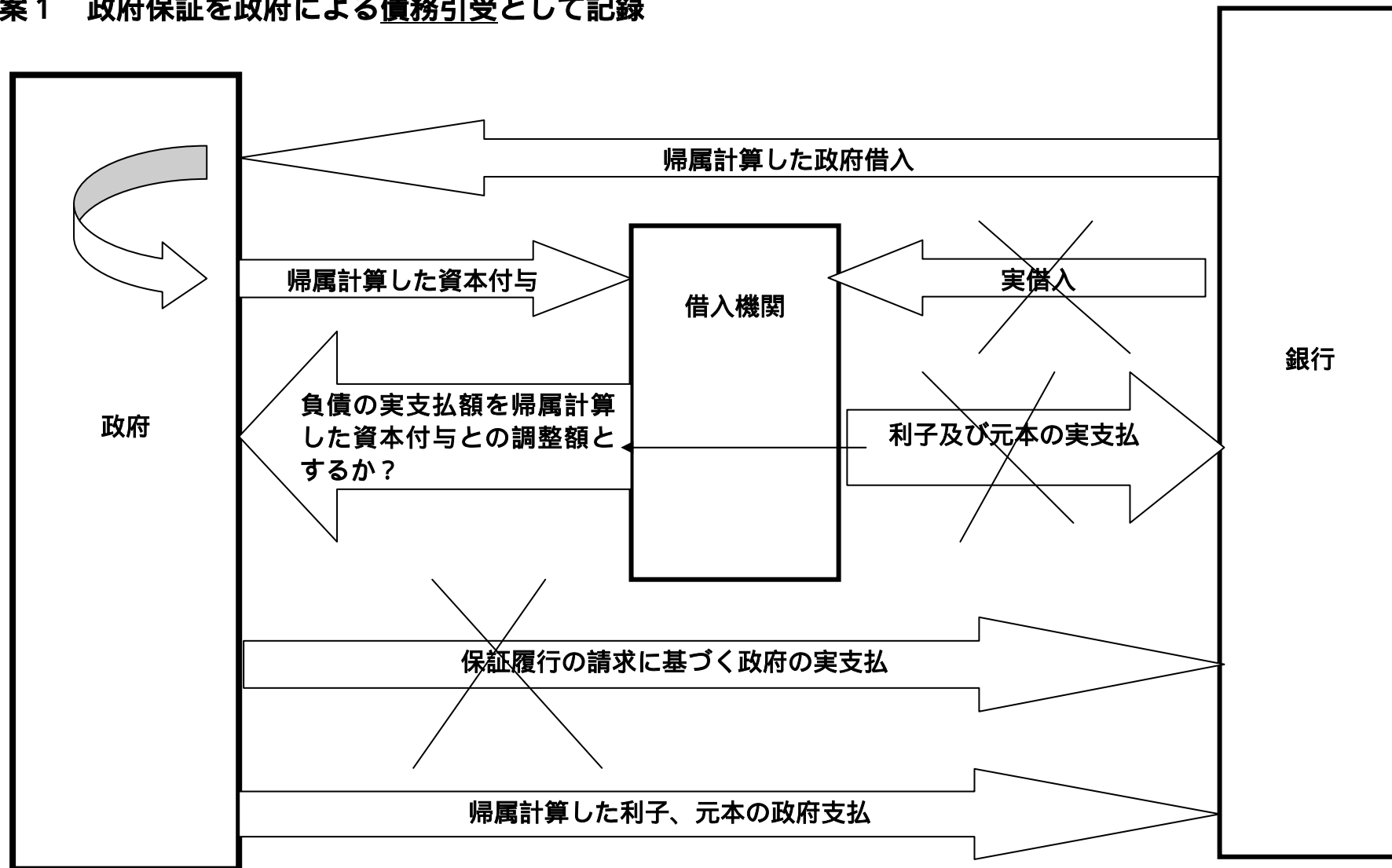
公的部門間の取引の記録について、各国の裁量的な部分を調整し、比較可能性を確保することを目指して検討が行われている。

(例1) 公的企業から政府への配当 配当の支払時 公的企業における所得の発生時

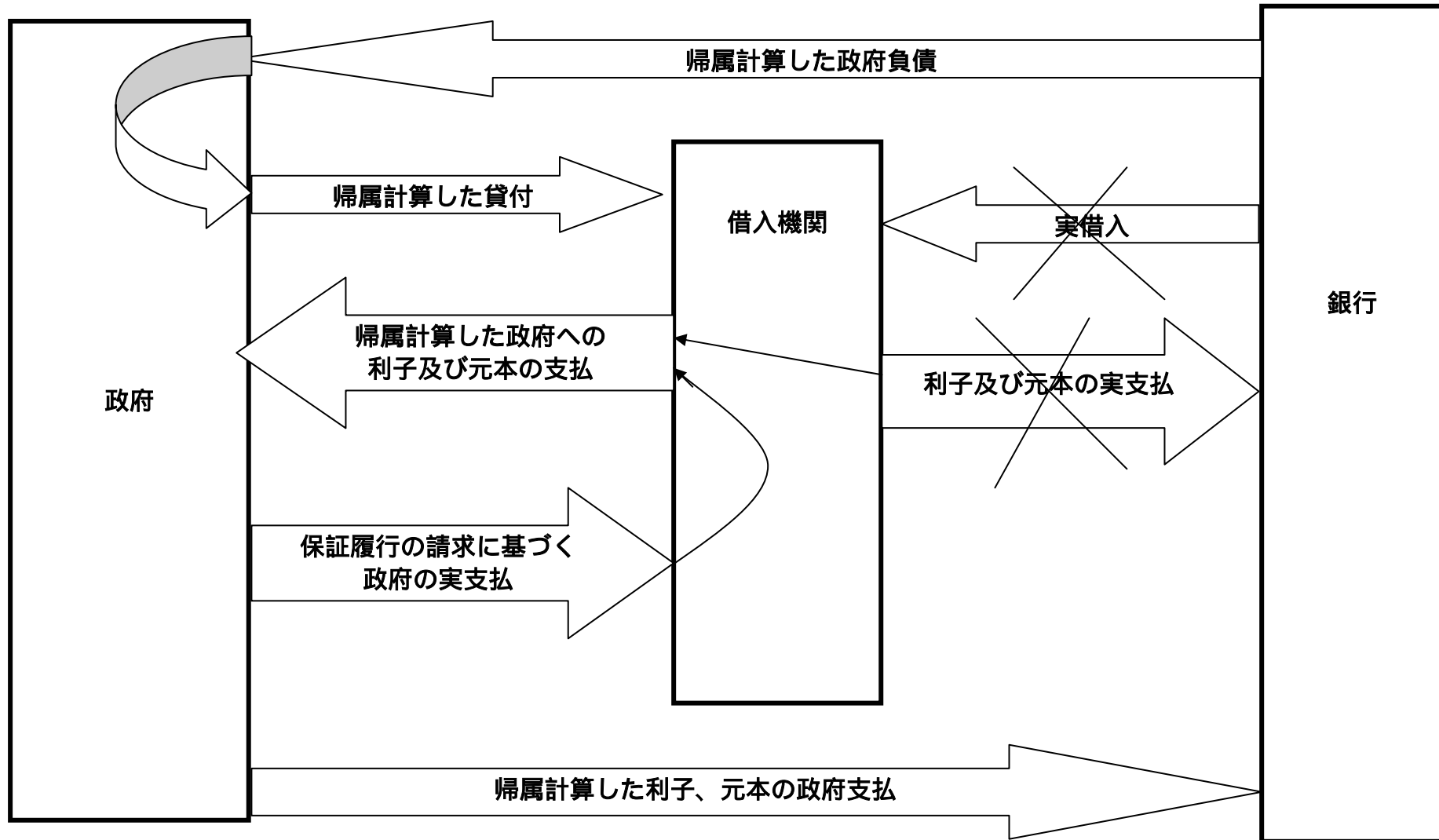
(例2) 政府による公的企業の損失の補てん 累積損失の補てん時 公的企業における損失の発生時

例 政府保証の記録について

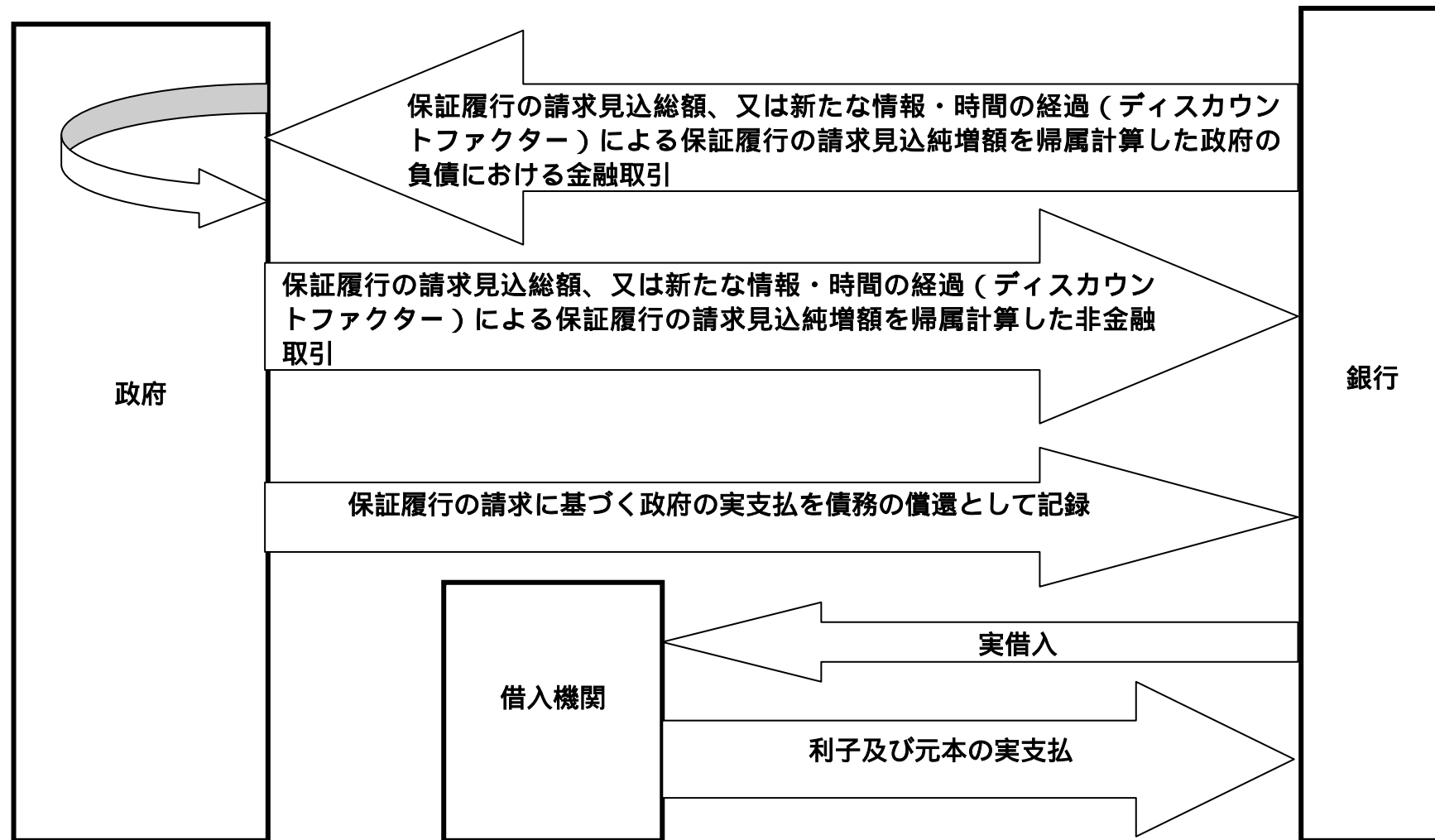
案1 政府保証を政府による債務引受として記録



案2 政府保証を政府の貸付として記録



案3 政府保証を引当として記録 図表は保証協定を貸手（銀行）とのものとし、借入機関を迂回していることを仮定



案4 政府保証を金融デリバティブとして記録 図表は保証協定を貸手（銀行）とのものとし、借入機関を迂回していることを仮定

